



《北京便り》 突然電気が使えなくなった夜

中国の2大・大型連休と言えば、旧正月（春節）と10月の国慶節です。それぞれ1週間ほどの連休となり、特に旧正月の時は、多くの人たちが帰省するため、北京という大都市も気持ち静かになり、市内を走る車も心なしか、いつもよりスムーズに走行します。今年の旧正月も例年どおり、私は実家に帰りました。実家から、北京の自宅に戻ってきた夜のこと、あれは忘れられない夜となりました。

重たい荷物を抱え、大渋滞の波を潜り抜け、ようやく住み慣れた我が家に戻り、これでゆっくりできると思ったその瞬間、不安が頭をよぎりました。玄関の電気が点かないのです。マンションの廊下は、照明が煌々と照りつけているというにもかかわらず……。ここで日本人読者の皆さんは、玄関の電球が切れたのではないかと思われるかもしれませんが、しかし、そうではないのです。落ち着く

間もなく、家中すべての電気を試してみましたが、どこも点きません。外では、旧正月を祝う爆竹や打ち上げ花火がバンバンと打ち上げられ、隣家からはテレビを観て笑う一家の音が聞こえる中、我が家だけがしんと静まり返り、真っ暗……。窓から打ち上げ花火の光が差し込み、チラチラと部屋を照らしてくれるだけでした。「やってしまった！」。

中国では、電気、水道、ガスといった公共料金は、前払い制になっており、支払った分だけ利用できるというシステムになっています。北京の携帯電話の場合、北京戸籍の人は後払いが認められていますが、他省戸籍の人は後払いが申請できません。中国はまだ日本のような信用社会ではないため、現金で、しかも前払いということは、当たり前のこととして定着しています。私は数年前、日本で生活しており、公共料金や携帯電話の支払いが後払いでとても便利だと感じました。ただ、支払明細書等の郵便物がやたら多く、その多さに少しウンザリしたのを覚えています。

さて、その前払いの電気料金。予めチャージしておいた金額がゼロになると、何の予告もなく、ブツリと切られてしまいます。たとえ、大事な書類を作成中で保存してなかろうが、テレビドラマが佳境に入ろうが、そんなことはお構いなし。支払うものを支払っていないと、容赦ありません。「支払っていないアナタが悪い」ということになるのです。実家から自



宅に戻ったあの晩、我が家だけ電気が点かなかったのは、私が電気代のチャージをすっかり忘れていたために起こった“制裁”だったのです。

それでも、途方に暮れている暇はありません。なんとかしなければ！「使うことはないだろう……」と思いつつ、とりあえずダウンロードしておいた懐中電灯のアプリが、今だ！ とばかりに大活躍してくれました。やはり、備えあれば憂いなし。その「備え」が、20年と経たないうちに、ロウソクからアプリに変わったということに気付き、時代の移り変わりを実感しました。「昔は、マッチを摺っていたのになあ」と真っ暗闇の中、感慨深くなりましたが、ただ、スマホの電池が切れてしまえば、アプリすらも使えなくなるので、ここは注意が必要です。

引き出しにしまっておいた「電気料金支払いカード」を、懐中電灯のアプリで照らしながら探すと、すぐさまそれを持って24時間営業の電気ステーションへ向かいました（前ページ写真参照）。通常ですと、最寄りの銀行または不動産管理事務所に行って電気代をチャージすることができるため、わざわざ遠方にある電気ステーションまで足を運ぶ必要はないのですが、それらが営業時間外となれ



ば、少し離れていようが、電気ステーションへ行かないわけにはいきません。電気ステーションに着くと、同じくチャージし忘れていたであろう人が何人か来ていました。チャージは1分とかからず終わりました。電気が点かなかったあの瞬間に受けた衝撃とは違い、いともあっさりしたものです。そして、カードを持ち帰り、自宅の横に備え付けられている電気カード差込口に差し込みます。（上写真参照）

こうして、ようやく電気のある、いつもの生活に戻ることができました。幸い冬の寒い時期だったため、冷蔵庫のものは難を逃れましたが、あいにく冷凍庫の中に入れていた水餃子や元宵ダンゴ等は、溶けきっていました。それらを泣く泣く処分し、電気の有難みを再確認しつつ、床についたのは0時過ぎ。懐中電灯のアプリも役に立つけれど、やはりこれからは電気が切れる前に忘れずにチャージしようと心に誓った夜でした。



筆者紹介

呉 京順 (Jingshun Wu)

中国専利代理人。GIP China Corporation 総経理。北京師範大学卒業。メーカー、中国専利代理事務所で業務経験を積み、2007年よりグローバル・アイビー東京特許業務法人にて研修。2009年GIPグループの北京オフィスとなるGIP China Corporationを創設。主に、日本・韓国企業の中国特許・商標出願、権利化業務を行う。中日韓の三ヶ国語が堪能。中日韓文化に興味を持つ。